

平成 27 年 11 月 26 日

見解書

公益財団法人日本健康栄・栄養食品協会理事長
特別用途食品制度の活用に関する研究会座長
下田 智久 殿

一般社団法人 日本在宅栄養管理学会

(旧 全国在宅訪問栄養食事指導研究会)

理事長 前田 佳子

貴研究会が行政に要望する「特別用途食品を消費税の軽減税率対象品目とすること」に関して、当学会の見解は下記の通りである。

記

○特別用途食品を消費税の軽減税率対象品目とすることに賛同する。

<理由>

当学会並びに公益社団法人日本栄養士会は、厚生労働省の平成 26 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業として「管理栄養士による在宅高齢者の栄養管理のあり方に関する調査研究事業」を実施した。その結果、在宅訪問栄養食事指導を実施する管理栄養士が提出した 366 事例のレポートにおいて、事例対象者の介護度別の疾患は要支援、介護度 1 から介護度 5 のいずれにおいても糖尿病、低栄養、摂食・嚥下障害、腎臓病が上位を占めた。また、対象者および家族が抱えている栄養・食事に関する問題としては、「治療食について」、「食欲低下」、「嚥下・誤嚥について」が上位を占めていた。これらの疾患はいずれも適切な食事療法の実践によって予防・改善することができるものの、対象者や家族は調理方法や適切な食品の選択に苦慮している現状が伺える。この状況を踏まえると、特別用途食品はこれらの疾患の食事療法に適する食品として有用であり、国の許可によって信頼性も確保されていることから安心して推奨できる食品である。在宅療養の対象者や家族の多くは年金に頼るなど経済的に厳しい状況を踏まえると、このような食品こそ購入に際しての経済的優遇措置を講ずるべきである。よって、貴研究会の要望は、当学会が目指す在宅医療・介護における対象者の栄養改善に資するものと考える。

以上